陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する国際文書により国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足することは、そのような犯罪を防止し、及びこれと戦うために有益であると確信して、

次のとおり協定した。

Ⅰ　一般規定

第一条　国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約との関係

1　この議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足するものであり、同条約とともに解釈される。

2　同条約の規定は、この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書について準用する。

3　第六条の規定に従って定められる犯罪は、同条約に従って定められる犯罪とみなす。

第二条　目的

この議定書の目的は、密入国の対象となった移民の権利を保護しつつ、移民を密入国させることを防止し、及びこれと戦い、並びにこのために締約国間の協力を促進することにある。

第三条　用語

この議定書の適用上、

(a)　「移民を密入国させること」とは、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため、締約国の国民又は永住者でない者を当該締約国に不法入国させることをいう。

(b)　「不法入国」とは、受入国への適法な入国のために必要な条件に適合することなく国境を越えることをいう。

(c)　「不正な旅行証明書又は身分証明書」とは、次のいずれかの旅行証明書又は身分証明書をいう。

(i)　国のために旅行証明書又は身分証明書を作成し、又は発給する権限を適法に与えられた者又は機関以外の者により、偽造され、又は重要な事項において変造されたもの

(ii)　虚偽の表示、腐敗行為、強迫その他不法な手段により、不正に発給され、又は取得されたもの

(iii)　正当な所持者以外の者によって用いられているもの

(d)　「船舶」とは、軍艦、軍の支援船又は政府が所有し、若しくは運航する他の船舶であって政府の非商業的役務にのみ使用しているものを除くほか、水上輸送の用に供され、又は供することができるすべての型式の船舟類（無排水量船及び水上航空機を含む。）をいう。

第四条　適用範囲

この議定書は、別段の定めがある場合を除くほか、第六条の規定に従って定められる犯罪であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追並びに当該犯罪の対象となった者の権利の保護について適用する。

第五条　移民の刑事上の責任

移民は、次条に規定する行為の対象となった事実により、この議定書の下で刑事訴追されることはない。

第六条　犯罪化

1　締約国は、故意に行われた行為であって金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得ることを目的とする次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a)　移民を密入国させること。

(b)　移民を密入国させることを可能にする目的で、

(i)　不正な旅行証明書又は身分証明書を製造すること。

(ii)　不正な旅行証明書又は身分証明書を入手し、提供し、又は所持すること。

(c)　(b)に規定する手段その他の不法な手段により、自国民又は自国の永住者でない者が、適法に滞在するために必要な条件に適合することなく自国に滞在することを可能にすること。

2　締約国は、更に、次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a)　自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、1の規定に従って定められる犯罪の未遂

(b)　1(a)、(b)(i)又は(c)の規定に従って定められる犯罪に加担する行為及び自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として1(b)(ii)の規定に従って定められる犯罪に加担する行為

(c)　1の規定に従って定められる犯罪を行わせるために他の者を組織し、又は他の者に指示する行為

3　締約国は、1(a)、(b)(i)及び(c)の規定に従って定められる犯罪について、並びに2(b)及び(c)の規定に従って定められる犯罪については自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、次のことを刑を加重する情状とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a)　関係する移民の生命又は安全を脅かし、又は脅かすおそれがあること。

(b)　関係する移民に対する非人道的な又は品位を傷つける取扱い（搾取のためのものを含む。）を伴うこと。

4　この議定書のいかなる規定も、締約国が自国の国内法により犯罪を構成する行為を行った者に対して措置をとることを妨げるものではない。

Ⅱ　海路により移民を密入国させること

第七条　協力

締約国は、海洋に関する国際法に従い、海路により移民を密入国させることを防止し、及び抑止するため、可能な最大限度の協力を行う。

第八条　海路により移民を密入国させることを防止する措置

1　締約国は、自国の旗を掲げている船舶若しくは自国において登録されたと主張している船舶、国籍のない船舶又は外国の旗を掲げている船舶若しくは旗を示すことを拒否した船舶であって実際には自国の国籍を有するものが、海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、移民を密入国させるためにこれらの船舶が用いられることを抑止するに当たり、他の締約国の援助を要請することができる。要請を受けた締約国は、その能力の範囲内で可能な限り援助を行う。

2　締約国は、国際法に基づく航行の自由を行使する船舶であって他の締約国の旗を掲げ、又は登録標識を表示するものが海路により移民を密入国させることに関与していると疑うに足りる合理的な理由を有する場合には、その旨を旗国に通報し、及び登録の確認を要請することができるものとし、これが確認されたときは、当該船舶について適当な措置をとることの許可を旗国に要請することができる。旗国は、その要請を行った国に対し、特に、次のことについて許可を与えることができる。

(a)　当該船舶に乗船すること。

(b)　当該船舶を捜索すること。

(c)　当該船舶が海路により移民を密入国させることに関与していることの証拠が発見された場合には、旗国の許可により、当該船舶並びにその乗船者及び積荷について適当な措置をとること。

3　2の規定に基づく措置をとる締約国は、その措置の結果を速やかに関係旗国に通報する。

4　締約国は、自国において登録されたと主張する船舶又は自国の旗を掲げる船舶が自国において登録されているか否か又は自国の旗を掲げることが許されているか否かを確定するための他の締約国からの要請及び2の規定に従って与えられる許可についての要請に対し、速やかに回答する。

5　旗国は、前条の規定に反することなく、2に規定する許可に自国と要請を行った国との間において合意される条件（責任に関する条件及びとられる効果的な措置の範囲に関する条件を含む。）を付することができる。締約国は、人の生命に対する急迫した危険を排除するために必要な措置又は関連する二国間若しくは多数国間の協定に基づく措置を除くほか、旗国の明示の許可なしに追加の措置をとってはならない。

6　締約国は、援助の要請、船舶の登録又は自国の旗を掲げる権利の確認の要請及び適当な措置をとることの許可の要請を受け、並びにこれらの要請に回答する一の当局又は必要な場合には二以上の当局を指定する。その指定については、その指定の後一箇月以内に事務総長を通じて他のすべての締約国に通報する。